

月刊

クローズアップ

しもすわ

中山道と甲州街道が会う 大社といで湯の宿場まち

2022

12

No.233

2022.11.25発行



下諏訪町立図書館 リニューアルオープン20周年



図書館まつりの様子

防災に関する必要な情報を自ら入手しましょう!

下諏訪町防災行政無線
テレホン案内サービス

☎0120-27-2311

防災行政無線放送の直近の内容
を確認できます。

メール配信サービス

緊急放送や
暮らしの情報等を
メールで配信します。
※利用者登録が必要です。



新型コロナウイルスの影響により、本誌に記載の行事等、急遽中止や延期となる可能性がありますので、不明な点等がありましたら各担当へお問い合わせください。

CONTENTS (内容)

図書館特集	2
電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金 ほか	4
冬の健康づくり 運動講座5選	5
お宅の住宅用火災警報器は大丈夫?	6
便利な資源物収集拠点 ごみ出しのルールとマナーを守りましょう!	7
インフォメーション (お知らせ)	8
生涯学習	10
インフォメーション (お知らせ)	16
パブリックコメント ほか	20

下諏訪町立図書館 リニューアルオープンして20周年

下諏訪町立図書館は、1979年(昭和54年)5月9日に開館し、2002年(平成14年)6月30日の新装開館(リニューアルオープン)を経て、現在の建物となりました。これを記念し、イベントを開催しています。

広報

No.717

住みたいまち

元気な声がひびくまち

開催中の記念イベント

第1弾 20冊まで借りられます!

2022年4月2日～2023年3月31日まで、1枚の図書カードで借りられる冊数の上限が10冊から20冊になっています。



旧図書館 (1979年～)

この頃はまだ機械化しておらず、貸出し券で貸出しを行っており、1度に借りられる冊数は3冊まででした。当初は、午後9時まで開館していました。

これまでの記念イベント

第2弾 夏休みちびっこ一日図書館司書

夏休み恒例の一日司書体験。普段は小学4年生以上を対象にしていますが、今年は特別に小学1年生から3年生の子を募集。4日間で8名の子が図書館の仕事を体験しました。(8月2日～4日、8月9日に開催)



新図書館 (2002年～)

バリアフリーに配慮したほか、パソコン端末や障がい者向け資料を取り扱う「声の図書室」など新たな設備を備えてリニューアルしました。

第3弾 せすじゾクゾクこわ～いおはなし

こちらも、夏休み恒例のおはなし会です。今年は、昼間ではなく、特別に夜の6時から開催しました。普段よりこわ～い雰囲気でお楽しみいただけただのではないのでしょうか。(8月9日に開催)

← 3ページへつづく

20年の間にあった主な出来事

こども未来バス (令和元年12月15日)

しもすわ未来議会で出された「図書館内の飲食スペースが広く欲しい」といった意見から「こども未来バスプロジェクト」が始動しました。

町が保有する古いバスを改修し、「こども未来バス」として図書館前に設置しました。



みんなでつくる下諏訪町デジタルアルバム

(令和2年3月7日)

「地域資料保存事業」の3年間の集大成として「みんなでつくる下諏訪町デジタルアルバム」をインターネット上で公開しました。

昔の写真を見ることができただけでなく、ユーザー登録を行えば、自分の持っている写真を投稿することができます。



インターネットからアルバムに接続
できます。



発行 下諏訪町
編集 総務課
情報防災係

〒393-8501
長野県諏訪郡下諏訪町4613-8
☎ 0266-27-1111
FAX 0266-28-1070
メール jyoho@town.
shimosuwa.lg.jp

下諏訪町ホームページ
http://www.town.
shimosuwa.lg.jp



第4弾 下諏訪町立図書館20周年特別企画講演会&ワークショップ「折り紙のびっくり」

図書館まつりの企画の1つとして、ユニット折り紙作家の布施知子先生（大町市在住）による講演会とワークショップを開催。参加者全員で折り紙の世界を楽しみました。（10月15日に開催）

第5弾 オリジナル読書手帳

図書館まつりに合わせ、下諏訪町立図書館オリジナルの読書手帳を配布しました。（10月15日～29日）

第6弾 図書館とわたし

図書館まつりに合わせ、利用者アンケートを実施し、図書館の年表を展示しました。（10月15日～29日）

図書館まつり 2022

10月15日・22日・29日の3日間に「図書館まつり 2022」を開催しました。

ユニット折り紙の先駆者である、布施知子先生をお招きし、の講演会&ワークショップを開催しました。先生のお話と共に、身の回りに活用されている折り紙の技術や、有名な作家の作品などを見たあと、参加者が先生オリジナルの作品作りを体験しました。



布施知子先生



ユニット折り紙の体験中

図書館まつりの3日間で、おはなし会や朗読など、様々な企画を開催しました。

館内の展示も、例年より盛りだくさんで、20周年をお祝いする雰囲気がいっぱいでした。



下諏訪社中学校生による読み聞かせ



ミドンさんによる皿回し



あかりの会による点字体験



はなとみつばちコンサート



やまびこの会による朗読

これからも、様々な企画でお待ちしています。是非、図書館に来てくださいね。



毎月のテーマボックス



おはなしのへや(毎週木・土)

■ 問い合わせ 下諏訪町立図書館 ☎27-5555
平日(火～金)：午前9時30分～午後7時
土日祝：午後9時30分～午後6時

休館日は、ホームページからも確認できます。➡



電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金

電気・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯を支援するため、新たな給付金を支給します。

1. 給付金の支給額

1世帯あたり5万円

受給には、手続きが必要です

2. 対象の世帯と手続き

いずれかに
あてはまる
世帯が対象

対象の世帯	手続き
世帯全員の令和4年度 「住民税均等割が非課税」の世帯	お住まいの市区町村から確認書が届きます。要返送 ※ 申請を必要とする場合があります ※ 令和4年9月30日時点で住民登録のある市区町村から確認書が送付されます。
令和4年1月～12月の収入が減少し 「住民税非課税相当」の収入となった 世帯（家計急変世帯）	申請が必要です 申請期間：令和4年11月18日(金) ～令和5年2月28日(火) ※ 申請時点で住民登録のある市区町村に申請してください。

3. 給付金の支給時期

町が確認書(または申請書)を受理した日から2週間後を目安とします。



4. お問い合わせ

支給手続きや支給要件の詳細は、[下諏訪町 保健福祉課 福祉係](#) ☎ 27-1111(内線123) までお問い合わせください。

12月3日～9日は「障害者週間」です

「障害者週間」は、障がい者福祉について関心と理解を深め、障がいのある方が社会、経済、文化などあらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的とした週間です。義足等を使用している方、内部障がいや難病のある方など、外見からはわかりにくい不自由さを抱えている人もいます。だれもがいきいきと暮らせる社会のために、お互いの困っていることに気づき、支え合える地域にしていきたいと思います。



ヘルプマーク・ヘルプカードを知っていますか？

ヘルプマーク

ヘルプマークとは、援助や配慮を必要としている人が、周囲の人に知らせるためのマークです。

ヘルプマークの片面に伝えたい情報が記載されています。マークを身に着けた方を見かけたときは、電車やバスの中で席を譲る、困っているようであれば声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。



ヘルプマーク (ストラップ式)

ヘルプカード

ヘルプカードとは、援助や配慮を必要としている人が、災害時や日常生活の中で意思表示の形としてヘルプカードを携帯し周囲の人に知らせやすくするものです。

ヘルプカードを提示された際には、記載内容に沿った支援をお願いします。



折りたたみ式のカードの中に必要な手助け等が書かれています。

ヘルプマーク・ヘルプカードは、援助や配慮を必要としているどなたでも使用することができます。保健福祉課福祉係（町庁舎1階）の窓口で配布しています。

■ お問い合わせ 下諏訪町 保健福祉課 福祉係 ☎27-1111(内線123)

子どもから高齢の方まで、幅広い世代の方が受講しやすい講座を開催します。
それぞれ特色のある内容の中から、自分にあった講座を探してみてください。

講座① フィールド健康教室

◆特徴◆ 【全6回】
屋内の健康フィールド芝生でウォーキング、TRX® サスペンショントレーニング（筋力運動）、ストレッチなどを行う講座です。筋力アップや柔軟性向上を目的に、健康なカラダづくりをお手伝いします！

日時：1月12日・26日・2月2日・16日
3月9日・23日(木)
午後2時～午後3時
会場：健康フィールド(屋内)
定員：15名(先着順)



講座④ ポールでストレッチ

◆特徴◆ 【全3回】
トレーニングやカラダのケアにとっても有効なアイテム。効果的に使ってみませんか？コツとポイントを掴んで、お家でも日常使いをしてみましょう。

日時：1月18日・2月15日・3月15日(水)
①昼コース 午後2時～午後2時45分
②夜コース 午後7時～午後7時45分
会場：健康フィールド(屋内)
定員：①コース15名
②コース15名
(先着順)



講座② 70歳からのシニア運動塾

◆特徴◆ 【全6回】
健康ステーションのトレーニングマシン、ゆたん歩® プールでの運動を各回交互に行う講座です。トレーニングマシンで運動してみたい、プールのウォーキングに興味がある、転ばないための基礎筋力をつけたいという方にピッタリ！70歳以上の方が対象です。

日時：1月13日・27日・2月17日・24日
3月10日・24日(金)
午後2時～午後3時
会場：健康ステーション、ゆたん歩®
定員：70歳以上の方8名(先着順)



講座⑤ 親子でヨガ

◆特徴◆ 【全3回】
やさしい動きに親子でのポーズ、心地よい時間を過ごしてみましょう。

日時：1月22日・2月26日・3月26日(日)
午前10時～午前11時15分
集合：健康フィールド(屋内)
定員：保育園児から小学3年生までの親子
10組(先着順)



講座③ コアトレーニング講座

◆特徴◆ 【全6回】
TRX®を使った高強度インターバルトレーニング(HIIT)により、短時間で効率的に燃焼エクササイズ。コアトレ、ストレッチなど、体のコンディショニングを実践します。働く世代の方におすすめ！

日時：1月16日・30日・2月13日・27日
3月13日・27日(月)
午後7時～午後8時
会場：健康フィールド(屋内)
定員：15名(先着順)



■ 申し込み・問い合わせ
下諏訪町 教育こども課 健康サポート係
(健康ステーション内)

☎75-5546 FAX: 75-5547
E-mail: kenkous@town.shimosuwa.lg.jp

可能の方はメールによるお申込みをお願い致します。

お宅の住宅用火災警報器は大丈夫？



住宅用火災警報器は、火災により発生する煙を感知し、音や音声により火災の発生を知らせてくれる機器です。通常は、感知部と警報部が一体となっているため、機器本体を天井や壁に設置するだけで機能を発揮します。

もしもの時に、住宅用火災警報器が作動しない！という事態に陥らないように、適切に点検・交換を行いましょう！

◆点検は定期的にも！

一ヶ月に一度を目安に作動点検をしましょう。点検は、居住者自ら行ってください。

〈点検方法〉

本体のボタンを押すものや、ひもを引くことで点検できるもの等、機種によって異なりますが、正常な場合、正常を知らせる音声や警報音が鳴ります。
詳しくは製品に付属の取扱説明書を見て確認しましょう。



◆交換の目安は10年！

本体の交換期限は機種によって異なりますが、おおむね設置から10年が目安です。本体に表示された交換期限や、機能異常を示す音、表示がされた場合は交換してください。(機種によっては電池交換で済む場合があります。)



万が一に備え、警報が鳴ったときの正しい対処法を知っておきましょう！

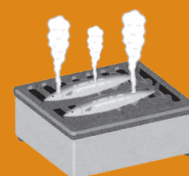
火災のとき

大声で火事であることを知らせます。火元を確認して119番通報や可能であれば初期消火を行ないましょう。



火災でないとき

警報音停止ボタンを押す（ひもを引く）か、室内の換気をするすると警報音は止まります。ほこりが溜まったり、調理中の湯気、煙の出る殺虫剤などを使用すると警報が鳴ることがあるため、注意が必要です。



電池切れ・機器異常の場合

短い音で「ピッ」と鳴ったり「ピッピッピッ」と一定の間隔で鳴る場合は、電池切れまたは機器の異常が考えられます。電池を交換するか新しい火災警報器に交換してください。



※ここで示しているものは一例であり、取り扱い方法はメーカーにより異なりますので、必ず各家庭で使用している火災警報器の取扱説明書を確認してください。

空気が乾燥し、暖房器具等の使用が増える冬季は火災が発生しやすくなります。たばこの不始末やコンロ、ストーブ周り等、日頃の生活を改めて見直し、防火対策に努めましょう！



コンロは火元から離れない。



コンセント周りを掃除し、ほこりが溜まらないようにし、不要なプラグは抜く。



ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。

■ 問い合わせ 諏訪広域消防本部 予防課 ☎21-1190
諏訪広域消防 下諏訪消防署 ☎28-0119

便利な駅東リサイクルステーション ごみ出しのルールとマナーを守りましょう!



↑ 古布収集ボックスに不法投棄された靴

くつは「燃やすごみ」に出しましょう

靴は令和3年4月1日より「資源物（古布）」ではなく、「燃やすごみ」に変更になりました。駅東リサイクルステーション、星が丘古紙古布リサイクルステーション、図書館横古布収集ボックスでは、古布の回収をしていますが、収集対象外の靴が多く出されています。収集していない品目を出すと、不法投棄になりますので、ご注意ください。



↑ 収集スペースからあふれ出るペットボトル

ペットボトルは「つぶして」出しましょう

駅東リサイクルステーションでは、「ペットボトル」を収集していますが、週末は収集スペースからあふれる状態になっています。スペースが満杯の時はお持ち帰りをお願いしていますが、より多くの方が利用できるようにペットボトルはつぶしてから出してください。

正しい出し方



スプレー缶は「金属類」に出しましょう

スプレー缶は素材がスチールの場合でも、危険防止のために「金属類」での回収となります。駅東リサイクルステーションでは、収集できませんので、地区収集の「金属類」の日に出していただくか、月例収集（赤砂崎公園）、清掃センターへ直接持込みをしてください。また、必ず使い切り穴を開けてから出してください。



↑ 缶収集ボックスに捨てられたスプレー缶

駅東リサイクルステーションなど24時間対応の収集拠点は、皆さんのモラルによって成り立っています。違反が多く、交通機関や近隣などに迷惑がかかると継続が困難となりますので、「ルール・マナー違反」「収集品目以外のごみの持込み」などは絶対に行わないようにお願いします。

資源物収集拠点 年末年始お休みのお知らせ

駅東リサイクルステーション、星が丘古紙古布リサイクルステーション、図書館横古布収集ボックスの町内3つの資源物収集拠点は、年末年始期間（12/29～1/3）、受け入れを休止します。年末は12月28日（水）午後3時に閉鎖し、年始は1月4日（水）午前9時から収集を再開しますのでご注意ください。ご不便をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いいたします。

■ 問い合わせ 下諏訪町 住民環境課 生活環境係 電話27-1111（内線141）

土地を手放して国庫に帰属する制度の創設、相続登記の申請が義務化されます

所有者不明土地の解消に向けて、不動産に関するルールが大きく変わります。

①相続土地国庫帰属制度

令和5年4月27日から、相続によって取得した不要な土地を国に引き取ってもらえる制度がスタートします。
※対象外となる場合があります。

②相続登記の申請義務化

令和6年4月1日から、不動産を取得した相続人に対し、その取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をすることが義務化されます。

☎長野地方務局不動産登記部門 ☎026-235-6645

中小企業・小規模事業者様の「働き方改革」を無料で支援します

長野働き方改革推進支援センターでは、働き方改革に係る相談を無料で行っています。社会保険労務士や中小企業診断士等の専門家が様々なお困りごとの解決を支援します。

「生産性をあげて労働時間を減らしたい」、「使える助成金が無いか聞いてみたい」、「ハラスメント対策の義務化など法改正について知りたい」、「就業規則を見直したい」、「人材採用を強化したい」など、まずはお気軽にご相談ください。

☎長野働き方改革推進支援センター ☎0120-088-703
メール nagano@task-work.com

長野県最低賃金のお知らせ

長野県内の事業場で働くすべての労働者に適用される「長野県最低賃金」が、令和4年10月1日から**時間額908円**に改正されます。この機会に、ご確認ください。

☎長野労働局労働基準部賃金室 ☎026-223-0555

ネットカウンセリング&WEB・メール・電話相談

就活相談

専門の相談員があなたと一緒に考え、就職活動をサポートいたします。

◇相談例 就職活動の仕方、仕事の探し方、適職診断、エントリーシートや履歴書の書き方、模擬面接（リアル面接・WEB面接）など

◇費用 無料（予約制）

◇対象 おおむね35歳未満の求職者、又はこれから就職活動をされる方、転職を希望される方（大学生・短大生・専門学校生などを含む）

◇申込み方法 専用ホームページ（長野若年者地域事業サイト）からお申し込みください。

☎若年者地域連携事業（長野労働局委託事業）
☎080-7257-9349 FAX 050-3737-5875
メール nagano-jakunen@lec.co.jp

国・県のお知らせ

令和5年度「地域発 元気づくり支援金」説明会を開催します

◇日時 12月15日(木)午後3時から午後5時まで

◇場所 諏訪合同庁舎 5階 講堂

◇その他

- ・参加希望者は12月8日(木)までに事前申込が必要です。
- ・同日同場所にて、午後1時15分から、令和3年度の優良事業の表彰及び成果発表会を開催予定です。併せてご参加ください。
- ・当日は体調確認のうえ、マスク着用にご協力ください。

「地域発 元気づくり支援金」とは？

公共的団体等が住民の皆様とともに主体的に取り組む、地域の元気を生み出すモデル的で発展性のある事業に対して、長野県が支援金を交付する事業です。

☎諏訪地域振興局 企画振興課 ☎57-2901

令和4年度 みんなが輝く地域づくりフォーラム ～「障害者雇用」から考える 多様な個性が輝く地域のあり方～

主催 諏訪地域障がい福祉自立支援協議会
諏訪地域障がい者差別解消支援地域協議会

◇日時 12月17日(土) 午後1時～午後3時

◇場所 諏訪市総合福祉センター
いきいき元気館3階 交流ひろば
会場及びオンライン(Zoom) (予定)

◇内容

- 第1部 障害者差別解消法～合理的配慮について(講話)
- 第2部 障害者雇用に積極的に取り組む企業5社からの実践例紹介

参加無料

右の読み取りコード (URL) からお申込みください。Zoomのアドレスをお送りします。
<https://forms.gle/5tXP9VDduZofWazj8>



★障害福祉事業所と養護学校による オンライン協働販売会★

◇日程 11月17日(木)～12月17日(土)

◇販売方法

右の読み取りコードから、案内に沿ってお申し込みください

☎諏訪圏域障がい者総合支援センター オアシス ☎54-7713



借入の返済にお困りの方、ご相談ください

相談無料、匿名でも構いません。一人で悩まずにご相談ください。

◇受付 平日午前8時30分～正午、午後1時～4時30分

☎財務省 関東財務局 長野財務事務所「多重債務専門相談窓口」
☎026-234-2970(直通)

町・地域のお知らせ

学生寮「長善館」令和5年度入館生募集

●応募資格 (募集人員約10名)

長野県に居住して県内または県外の高校に在学あるいは卒業し、本寮から通学範囲内にある4・6年制大学(夜間(二部)は除く)へ進学予定の男子学生で、学生寮の自治活動・行事に積極的に参加し、共同生活に適応できる者。

●選考方法

- ・書類審査のみ(推薦合格者)
- ・書類審査と面接

●必要書類

入館申込書兼身上書(指定用紙に自筆記入。用紙は上記HPからダウンロード可) / 証明写真2枚(3ヶ月以内に撮影したもの。サイズ4cm×3cm) / 出身高校が発行する調査書

○上記書類を希望する面接選考日の5日前までに下記へ郵送または直接提出してください。

●面接選考日時および会場

- 第1回 推薦合格者 12月20日(火) 必着
- 第2回 令和5年2月4日(土) 会場: 諏訪市セイコーエプソン企業年金基金会館ゆうむ25
令和5年2月5日(日) 会場: 松本市松本商工会議所(松本商工会館)
- 第3回 令和5年3月4日(土) 会場: 長野市長野県教育会館
令和5年3月5日(日) 会場: 諏訪市セイコーエプソン企業年金基金会館ゆうむ25

★いずれの日程も午後1時開始 ★試験前・合格発表前でも面接可

◎募集詳細・提出書類ダウンロードは長善館HPまで。

<http://www.suwakyoyuukai.org/chouzenkan/>

長野県長善館 で検索してください。



問 応募書類提出・問い合わせ

〒394-0035 岡谷市天竜町3-3-14 諏訪郷友会 諏訪事務局(横内) TEL0266-75-2241

テレビ版市民公開講演会のお知らせ

「周産期」をテーマに諏訪赤十字病院地域周産期母子医療センターのスタッフが専門的立場からテレビ講演を行います。ぜひご覧ください。

◇テーマ 「周産期医療 ～安心して妊娠・出産・子育てをするために～」

◇チャンネル LCV-TV 121

◇放送日時 11月26日(土)・27日(日) 午後1時/午後7時
11月28日(月)・29日(火) 午後1時

問 諏訪赤十字病院 経営企画課 ☎52-6111(代表)

人間ドックで健康促進キャンペーン

対象期間に人間ドックをご受診頂いた方に、お得なキャンペーンを実施いたします!

◇期間 令和5年1月4日(火)～4月28日(金)

◇対象 期間中の人間ドック予約者で、2年以内に当院での1日人間ドック・2日人間ドックの受診歴がない方

◇内容 下記の特典からどちらかをお選び頂けます。

① 1名あたり5%割引

〈現行一日ドック〉¥41,800(税込)→¥39,710(税込)

〈現行二日ドック〉¥68,860(税込)→¥65,417(税込)

② クロス防災グッズ8点セット 贈呈

日本赤十字社が販売している災害時などに便利な非常持ち出し袋

※料金契約のある団体は、グッズの贈呈のみとなります。

詳しくは、下記へお問い合わせください。

問 諏訪赤十字病院 健診センター ☎57-6042

みんなで築こう 人権の世紀

～12月4日から10日までは「人権週間」です～



人権イメージキャラクター 人KENまる君



人権イメージキャラクター 人KENあゆみちゃん

『誰か』のことじゃない。

全国共通人権相談ダイヤル 0570-003-110

子どもの人権110番 0120-007-110

女性の人権ホットライン 0570-070-810

ひとりで悩まないで!

特設人権相談所の開設について

毎日の暮らしの中で起こる様々な問題についてご相談ください。

夫婦・親子等の家庭内のもめごと、児童・生徒のいじめや不登校、男女差別やインターネットによる人権侵害、借家・借家の問題や近隣とのトラブル…など、ひとりで悩まず、町の人権擁護委員さんにお気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は固く守ります。

◇日時 令和4年12月6日(火)

午前10時～午後3時まで(ご予約は不要です)

◇場所 下諏訪町役場 地階 地下会議室

問 下諏訪町 住民環境課 生活環境係

☎27-1111(内線142)

生涯学習

No.583

かおり高い

文化のまち

町人権教育研修会（9月15日）の報告

北川法律事務所弁護士 北川和彦先生の講演より（抜粋）

演題「子どもの人権を守るために大人ができることは何か」



子どもを取り巻く現状や子どもの権利条約について理解し、日常における子どもの理解や支援をさらに進めるために、北川先生にご講演いただきました。

北川先生は 1984 年度より弁護士活動をされ、長野県弁護士会会長、同会子どもの権利委員長を歴任し、現在は、長野県労働委員会会長、諏訪児童相談所児童虐待アドバイザー、松本市子どもの権利擁護委員をされています。

未完の姿で完結している

ああでなければならぬ
こうでなければならぬ
いろいろに思めぐらしながら子どもを見ると
子どもは実に不完全なものであり
鍛えて一人前にしなければならぬものようである

いろいろなとらわれを棄て
柔らかな心で子どもをよく見るとき
そのしぐさのひとつひとつがじつにおもしろく
はじける生命のあかしとして目に映ってくる

「生きたい、生きたい」と言い
「伸びたい、伸びたい」と全身で言いながら
子どもは今そこに未完の姿で完結している

出典：『伊那の勳太郎』大槻武治著 一般社団法人信州教育出版社 2014年

北川先生は「未完の姿で完結している」の詩を紹介し、次のように話されました。

子どもの権利という難しいことを言っているようですが、全てがこの詩に入っています。こういう形で、先生が子どもと向き合い、保護者の方が向き合い、その他、子どもさんに関係する方々がこういう気持ちで向き合っていたら、別々に子どもの権利という必要は全然ないんです。

子どもの権利を考えると自分の子どもの時を思い出してほしい。どんな大人だって子どもの時代があって、子どもの時にどんなことを考え、どんな思いをしたのか、大人に対してどんなことを言いたいのかってことは必ず持っていると思います。その気持ちを思い出して、その子どもに向かってもらいたいと思います。

今、はじめとか不登校の問題が出てますけど、肝心の子どもさんから話を聴くことがなかなか

できていないんじゃないかと思えます。

加害者に、はじめがあったのかどうか、どういいうじめをしたのか、なぜしたのか、そして、どういいう気持ちでそういうことをやったのか。それから、はじめの中には、直接の加害者、付和雷同者、傍観者がいるという被害者を入れて4層構造というのがあります。その役割を十分に把握してから、いじめに対応していかないと一律に加害者だからといって厳しく対応していくと、なかなか加害者と言われる子どもに寄り添った対応ができないんじゃないかと思えます。ですから、一番の問題はやっぱり子どもから直接話を聴くことです。

松本市の権利擁護委員をやっている9年目になります、次のような事例がありました。

クラスの中であるゲームが行っていました。

発行 下諏訪町教育委員会
編集 生涯学習編集委員会

〒393-8501
長野県諏訪郡下諏訪町4611-40
(下諏訪総合文化センター内)
☎ 0266-27-1111(内線718)
FAX 0266-28-0131
Eメール syougai@town.shimosuwa.lg.jp

その子は直接の加害者ではなくて付和雷同者です。被害者とされる子がその子を含めて加害者と言ったことから、先生はそのことを信じて反省文を書かせました。何度も先生が納得するまで書き直しをさせられました。そのことによって、その子は先生に対する不信任や恐怖心で登校できなくなっていました。

このケースも結局、保護者も学校側も子どもの話をよく聴いていないということがありまして、権利擁護委員として、まず子どもから話をよく聴き、学校・保護者と話をしながら調整してきました。

子どもの権利条約

1989年に国連で採択^{さいたく}され、日本では1994年に批准^{ひじゅん}されましたが、それに準拠^{じゆんきよ}した法律が作られないまま、30年後の平成28年によく「児童福祉法」が改正されました。第一条「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の

健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。」が入りました。そして、今年、令和4年6月に「こども基本法」ができ、「こども家庭庁」が新設されることになりました。

「子どもの権利条約」で一番大事にしないといけないのは、3条の「最善の利益」です。「子どもに関わる全ての活動において子どもの最善の利益が第一次的に尊重される」とあります。これは子ども一般ということではなくて、そこに置かれているその子にとって、最大の利益は何かってことを大人全員が考えることです。

いじめられた子がいるときに、それに対してどういう大人がどういう関わり合いをすべきかということをもみながら考える、加害者の子どもがいれば、加害者の子どもに対して、大人がどういう関わり方をどうすべきか、全て子どもを中心に、どういうアクションを起こすことが我々にとって必要かということを考えなさいということです。

そこにいる子どもに対して、誰がどういう関わり方をしたら、この子にとって一番よい成長になるか考えましょうということが、子どもの「最善の利益」の保障です。

子どもの問題を扱うときに常に対立する二つの考え方があり、一つは、子どもは不完全な存在で優れた大人になるために今の自分は克服すべきものだという考え方は未完成的な大人ではなくて人生のそれぞれの時期それぞれの状態にそれぞれに適合した完成があるという考え方です。

そして、それが、子ども観にも影響してきました。一つには子どもが社会的弱者で大人から見守られるべき存在なんだという保護の対象としての考え方もあります。もう一つは、子どもは未成年大人ではなくてそれぞれの年齢に応じて100パーセントの人格があり、権利の享有^{きやうゆう}主体だとする考え方ですが、これについては、子どもの人権に対するアレルギーというものが非常に根強く日本にあります。

「子どもの権利条約」は、発展途上国の劣悪な生活や環境改善が主目的で制定された、つまり、貧困で生存も危うい子ども達のためにできている条約だとされ、子どもは未完成で保護される対象で次世代を担う子どもに望ましい型を教えることが必要であり、子どもを自由にさせるとわがままを助長し躰^{しづけ}を困難にするという考え方です。

しかし、子どもの権利を認めるから、わがままを助長することになるという考え方は間違いで、子どもの権利をどう行使^{こうし}するかという問題なんです。あくまでも子どもの権利行使の方法の問題になります。理想の子ども像をつくらない。だから、型を教え込もうとするのではなくて、その目の前にいる子どもに対して丁寧に接することが必要です。

子どもの権利を認める場合、他の子どもにはどういう権利があつて両方の権利のぶつかり合いを探るところで調整ができます。調整していくことに

よって権利の限界がわかってくるのです。

権利擁護委員をやっている、一つあった事例を紹介します。

コロナで学校が2カ月ぐらい休みだった後に学校へ行ったらとこ、クラス内で昔自分がいじめた子と一緒にいたことと勉強が不安になり、髪の毛を染めることで力を得て学校に行きました。学校の先生も賛否両論で、受けられる授業がかなり制限されました。そのことに保護者が怒って、結局、クラスが荒れてしまったという事例です。

私は、その子になぜ髪を染めたのか、結構時間をかけて聴きました。そしたら、その子なりの理由が、先ほどの理由の他にもっともっと深い理由があったのです。

先生方は、なんでその子が髪を染めたのか、誰も聴いていないで、ただ髪を染めたことがよいのか悪いのか、それだけで大騒ぎしていました。保護者は不公平な扱いに怒って学校にがんが言うのですが、肝心のその

子がなぜそういうことをしたのかを聴いていなかったのです。

ここで、大事なことはその子にとって最善の利益とは何かを、そのために大人がどういうふうに関わればよいのかを考えるということなのです。

その子は、話を十分に聴いてあげたら、そしたら割と気持ちがあすとんと落ち着いて、なぜ髪をその色に染めることがよくないかをこちらから持ちかけて、やっぱり他の子の注意を散漫にするっていうマイナスの効果もあるわけですが、丁寧に説明すればその子もわかってくれて、そういうふうには調整しました。権利はあるけれども、その限界をわかってもらうということが必要ではないかと思えます。

私たち大人ができることは子どもと肌で接する、子どもに話しかける、子どもの話を聴く、自分の子どもだけでなく、他の子どもにもいろんな話をしてもらいたいと思います。機会を見つけて子どもと直に話をしてほしいと思います。



下諏訪町教育委員会
教育長職務代理者 河西 雄一
かさい ゆういち

子どもの人権を守るために自分にできることは何か

子どもも我々大人と同等に一人の人間であると認識して向き合う必要性を、先生が実際に子どもの権利擁護委員として活動してこられた経験を例にしてお話ししていただき、今まで自分が子どもの立場に立って考えてきたのかということの再確認ができました。

ある中学校で、体育教師の言動・指示が不適切であると、生徒達の間で問題になっているとして担任に報告・相談があった。体育教師は、問題となっている言動・指示の事実自体は認めたが、生徒たちが感じたような意図はなく、教育・指導の一環と弁明した。担任も学校長も、体育教師の弁明を前提として判断し、生徒達の受け取り方が誤っているとして問題を解決しようとした。しかし、学校側の判断がおかしいと指摘を受け、クラス全員からアンケートを取って確認すると、生徒達の受け取り方は間違っていないということが分かった。

大人と子どもではなく、人と人がそれぞれ主張しているということを前提に、子どもの主張している内容についてもじっくり聞いて、起きた事柄について公正に判断することが大切であると改めて学ばせていただきました。頭では理解しているつもり、口でも「子どもの目線に立って」と言っていますが、それが本当はどういうことなのかを実際にあった事例を基に分かりやすくお話ししていただきました。

北川先生のお話を聞き終わり、改めてテーマを見た時に、より自分のこととして考えるために、「大人にできること」よりも「自分にできること」として向き合うようにしなければと、考えさせられる講演会でした。



保健福祉課

保健予防係

高木 たかぎ

麻寿美 ますみ

思いやる気持ち

人権といえば、私の中では、中学の社会の授業で習った「基本的な人権の尊重」です。研修会に参加する前に、ネットで調べてみると「人が生まれながらに持っている人間としての権利」で、人間がかけがえない個人として尊重され、平等にあつかわれる、自らの意思に従って自由に生きるために必要不可欠な権利とありました。私は、今まで、権利や人権を考えることなく、生活してることができたなあ、これは幸せなことだなあと気づきながら、研修会に参加しました。

研修会の中で、子どもの権利条約の説明がありました。子どもの権利条約がつけられたということは、子どもの置かれている環境が厳しいものになっているということ、子どもの権利が脅かされている状況が多々あるということ、北川先生が、子どもの権利条約の4つの一般原則の中の「最善の利益」が一番大事と話されていましたが、「その子にとって最善の方法をすべての大人が考えなくてはいけない。加害児がいるときは、その子のことも同じように考えなくてはいけない」と話されていました。よく、子育ては家族だけではできず、社会全体でやっていく必要があると言われていますが、私自身の家族内のことを考えても、本当にその通りだと思いました。家族だけの世界では、子どもの人権が脅かされていることもあるだろうと思いましたが、また、権利の限界をさがし、双方の権利の折り合いをつけていくことも大事だと話されており、これも自己中心的な考えにならないために大切なこととです。

ありきたりではありませんが、不平不満はたくさんありますが、自分以外の人のことを思いやる気持ちの積み重ねが大切だと再確認できました。



下諏訪社中学校教諭

伊藤 いとう

羽菜 はな

一人一人の背景を見る

今回の研修では、子どもの人権に関わる10の項目から、私たち大人ができることは何かということ学びました。私は、今回の研修を受けて、北川先生の「その子にとっての最善の利益は何かを考える」という言葉がとても印象に残りました。例えば、ある生徒が忘れ物をした時や、ほかの生徒とけんかをした時など、何か問題が起きた時に、私たち大人はすぐに叱ってしまいがちですが、そうではなく、問題を起こした生徒に対し、「なぜ」という問いかけをし、頭ごなしに叱る前にまずはその子自身から話を聞き、その背景を見る必要があるということに気づきました。私自身これから子どもと向き合う際に、その子が何を抱えているのかという背景を見極め、その子にとってどのような言葉かけが必要であるのかということを考えていきたいと思いました。

また、その際に気を付けなければならないこととして、子どもたちは一人一人「自分で決める権利」を持っているため、子どもの口から話を聞いた時には必ず秘密を守り、誰かに共有する必要があると感じた場合は「今の話を他の人にしてもいいかな？」と許可を得ることです。子どもが権利を持っているということは普段中々意識することがなく、実際、子どもの権利条約に基づく総合条例は全国で43の自治体でしか制定されていないと研修の中で学びましたが、まずは私たち大人が子どもにも権利があるということを知ることから始めていかなければならないと考えました。

今回の研修では、様々なことを学びましたが、まずは「一人一人の背景を見て、その子にとっての最善の利益を考えること」「子どもから聞いた話は、秘密にし、誰かに話す場合は許可を得ること」の二点を意識して、これから生かしていきたいと思いました。

継続は力なり 新鶴本店

専務取締役

河西正憲まさのり（横町木の下）



今年の9月に、下諏訪町内の小中学校4校の給食に塩羊羹しおようかんを寄贈させていただきました。

来年、当店が創業150年を迎える中、当店のような小さい店が、ここまで長く同じ商いを続けてこられたのは、多くのお客様、特に地元の皆様が、新鶴塩羊羹を食べ続けてくださったからだと思い、地元への恩返しとして、地域の将来を担う子どもたちへの塩羊羹の提供を考えました。

正直「子どもが羊羹なんて食べるかな？」と不安も感じている

おりましたが、当日の給食の様子を見学させていただき、笑顔で「おいしい」「また食べたい」と言ってくれる声を直に聞き、こちらの心が洗われるという貴重な経験をさせてもらいました。



当店は明治6年（1873年）に初代河西六郎が創業。河西六郎は旅籠「つるや」の息子でした。「つるや」は江戸時代より、現在の遊泉ハウス児湯のある土地にあった宿で今も「つるや跡」の看板が敷地内に立っています。河西六郎には兄がいたため家業を継ぐことはなく、自ら新しい商売を始めるわけですが、その際に「新たに」「つるや」

の息子が商売を始めるので、「新鶴」と名乗ったと伝え聞いております。

当店の看板商品である新鶴塩羊羹ですが、製造方法は創業当時から今も変わらず、天然寒天、小豆、砂糖、塩のみを原材料とし、檜ひのきの薪の火で練り上げます。そんな塩羊羹を作り、販売してきた当店ですが、大事にしていくことが2点あります。

「目の届く範囲で商いをしなさい。」

私の曾祖父（三代目）の言葉です。商売をするにあたり、規模を大きく拡大していくのではなく、自分たちの目の行き届く中で製造から販売まで一貫する商いを続けて参りました。

「変えない努力をしなさい。」

父（五代目）から言われています。創業からの製法を守り、技術を維持するのは難しい面がとても多く、それでいて地味に見えるかも知れません。それでも当店では「変えない」難しさへ挑戦し、努めてきました。人間どうしても自分で「新し

い物」を作り、「変化」をもたらしたくなります。自分の成果として目に見えてわかりやすいですし、達成感もあります。

もちろん、店として拡大することも、新しい挑戦をすることも素晴らしいものですが、当店は商売の手法が、羊羹の製造方法が、効率的でも、新しく刺激的なものでもなくとも、変えない努力でお客様にご愛顧いただいた店と品を大事にしてきました。

明治の文明開化、大正デモクラシー、昭和の高度経済成長長期、平成のバブル期といったの世でも時流に乗るのではなく、堅実に継続してきました。

こうしてこだわりを持った商いを続けてきたことで、新鶴本店は、下諏訪を訪れた人々、そして何より地元の皆様にご愛顧いただき、創業150年を迎えようとする事が出来ました。「継続は力なり」の体現であると私個人は感じており、今後ともこの心構えを忘れることなく、下諏訪でひたむきに商いを続けていきたく思っております。

令和5年 下諏訪町二十歳を祝う会 (旧成人式) のお知らせ

- ◇対象者：平成14年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた方
- ◇期 日：令和5年1月8日 (日)
- ◇受 付：午前11時30分
- ◇開 式：正 午 (12:00)
- ◇会 場：下諏訪総合文化センター やまびこホール (大ホール)

対象者 (当町在住の方・親等が在住の方) には、出欠席の案内を11月上旬にお送りしました。必要事項をご記入の上、返信してください。新型コロナウイルスの感染状況によっては、開催方法を変更する場合があります。



■ 問い合わせ 下諏訪町教育委員会 生涯学習係 ☎27-1111(内線718)

令和4年度下諏訪町民総合文化祭の開催報告

子どもから大人まで約350名の方が参加し、3年ぶりの町民総合文化祭が開催されました。どの団体も、コロナ禍でできなかった3年分の想いを込めて発表をしました。ご来場いただきました皆様、どうもありがとうございました。

〈 作品展 〉

9月30日(金)～10月2日(日)
生け花、書、写真、絵画、彫塑、陶芸、木工、手芸作品など約300点が出品されました。



〈 芸能祭 〉

10月2日(日)
13団体が参加し、チアダンス、詩吟、ヒップホップ、民謡、フォークダンス、舞踊、ジャズダンスを披露しました。



〈 音楽祭 〉

10月23日(日)
7団体が参加し、合唱や吹奏楽、フルート、ギター、カホンの音色を響かせました。



十二月のえん

地域の小宮御柱も終わり、壬寅の御柱年が終わりを迎えます。世界的な感染症の流行に翻弄される中でも、どんな形であれ諏訪人にとって御柱は決して切り離せない存在であることを改めて感じる一年となりました。

さて12月のイベントと言えばクリスマスが挙げられますが、主役の一つであるクリスマスツリーに御柱と同じ樅の木が用いられていることはご存じでしょうか。

主にドイツにおける風習が由来とされていますが、現地では厳しい冬の間も葉を落とすことなく青々とそびえる樅の木を「永遠の繁栄の象徴」として信仰しているそうです。

日本でも八百万の考え方の下に自然に存在する全ての物に神様が宿ると信じ、中でも大きな樹木、特に樅の木は全国各地で神の依り代として祀られる例が多く見られます。諏訪地域はそんな樅の木を中心とした祭祀を千二百年以上守り続けて来た地域であり、日本でも樅の木に縁深い土地柄と言えます。

御柱祭はその由来や意味について今なお様々な分野から研究、論考が進められています。未だ明確な結論にはたどり着いておらず、今後も結論は出ないのではないかと考えられています。これほど長く大切に守られてきたお祭りでありながら理由はよく分からないことばかりの不思議なお祭りです。

しかし、理由に関わらず大切に守ってきた、これからも守ってきたい存在があるという一点が諏訪の人々の心の拠り所の一つになっているのは間違いないのだからと感じます。

この二年間で今まで当たり前だった景色はすっかり様変わりし、まだまだ先行きが見えない不安な時期が続きますが、揺るがない拠り所を持つことが、困難に挑むにあたり最も大切なことなのだ、この御柱の一年から再認識させられました。今回の御柱年がコロナを乗り越えた先の新たな「繁栄」の礎になっていくことを願います。

(教育こども課 金丸 純)

【訂正】 クローズアップしもすわ11月号「中学生の広島平和教育体験研修」中学生の感想13ページ「大槻恭友」さんのお名前のふりがなは「きょうすけ」さんの誤りでした。おわびし訂正します。

新年祝賀名刺交換会を開催します

新型コロナウイルス感染症対策のため、文化センターで式典のみを行います。

- ◇日時 令和5年1月4日(水) 午前10時～
- ◇会場 下諏訪総合文化センター 大ホール
- ※会費は無料です。参会者名簿作成のため、期日までに申込書によりお申し込みください。
- ◇申込場所 下諏訪町(総務課)
下諏訪商工会議所
信州諏訪農業協同組合下諏訪支所
- ◇申込書 町ホームページ及び上記団体窓口
- ◇申込締切 令和4年12月9日(金)

☎ 下諏訪町 総務課 秘書室 ☎27-1111(内線210)

くらしと健康の無料相談会

～ 法律相談と健康相談 ～

失業、倒産、多重債務、家庭問題などについて弁護士が法律相談に応じ、併せて保健師による心の健康を含めた健康相談をお受けします。

- ◇日時 12月1・8・15・22日(いずれも木曜日)
午前10時～午後3時(正午～午後1時を除く)
- ※相談料無料。要予約。相談時間は1時間。相談希望日の前週金曜日正午までにお申し込みください。

☎ 諏訪保健福祉事務所健康づくり支援課 ☎57-2927

放送大学 令和5年4月入学生募集

10代から90代の幅広い世代、8万5千人以上の学生が、大学卒業や学びの楽しみなど、様々な目的で学んでいます。心理学・福祉・経済・歴史・文学・情報・自然科学など、300以上の授業科目があり、テレビやインターネットで1科目から学ぶことができます。

- ◇出願期間 第一回：令和5年2月28日(火)まで
第二回：令和5年3月14日(火)まで
- ※資料請求は下記へ(無料)

☎ 放送大学長野学習センター ☎58-2332

12月の休日納税相談

- ◇開設日時 11日(日)・25日(日)
午前10時～午後1時
 - ◇開設場所 町庁舎2階 税務課窓口
 - ◇内容 税金等の納付及び納税相談(納税猶予等)
- ☎ 下諏訪町 税務課 収納係 ☎27-1111(内線236・237)

12月の税金等納期限・口座振替日

- ◇固定資産税 3期分
- ◇国民健康保険税 9期12月分
- ◇後期高齢者医療保険料 9期12月分
- ◇上下水道料(9・10月使用分) 12月分
- ◇温泉使用料(11月使用分) 12月分
- ◇介護保険料 9期12月分
- ◇保育料・給食費 12月分
- ◇水月壺園管理料 随時

12/26
(月)

⓪ 余分を買わない、作らない ㊦ いつもの習慣 ㊧ さあ、おいしく、食べきろう！
下諏訪町食べ残しゼロ よいさ運動を推進しましょう！

町・地域のお知らせ

所得申告のための資料が必要な方へ

所得申告に必要な令和4年1月から12月までに支払った国民健康保険税又は後期高齢者医療保険料額がわかる資料が必要な方は、国保年金係(町庁舎1階③番から⑤番までの窓口)へお越しください。

【ご持参いただくもの】

- ・国民健康保険証又は後期高齢者医療保険証
- ・本人確認のできるもの(運転免許証など)
- ◎代理の方がお越しになる場合
- ・本人確認のできるもの(運転免許証など)
- ・委任状又は本人との関係が確認できるもの
- ※証明書の発送を希望の方は、電話にて申請をお願いします。後日、納税義務者(世帯主)宛に送付します。

☎ 下諏訪町 住民環境課 国保年金係 ☎27-1111(内線137・140)

「町民税・県民税申告書」の郵送を終了します

例年、「前年中に町民税・県民税の申告をされた方」や「特に申告をお願いしたい方」には、1月下旬に申告書を送付しておりましたが、今年度からは町民税・県民税申告書の郵送を終了し、申告の案内ハガキをお送りいたします。

申告書は下諏訪町のホームページからダウンロードするか、庁舎2階 税務課町民税係の窓口にご用意しています。提出の際は、税務課町民税係までご郵送いただくか、ご持参ください。

なお、例年通り申告書の送付をご希望される場合は、用紙を郵送いたしますので、町民税係までご連絡ください。

☎ 下諏訪町 税務課 町民税係 ☎78-7375(直通)

諏訪税務署における相談の事前予約について

諏訪税務署では、一般的なご相談(制度や法令等の解釈・適用についてのご相談や手続案内など)を含め、直接、税務署で相談を希望される方につきましては、事前予約によりお受けしています。事前予約は、相談の前日までにお電話でお申し込みください。

なお、以下の国税に関するご相談のうち、個別具体的なお相談につきましては、曜日を限定して受付いたします。

- ・源泉所得税に関する相談 毎週火曜日
 - ・印紙税などの間接諸税に関する相談 毎週水曜日
 - ・相続税・贈与税及び譲渡所得に関する相談 毎週木曜日
- また、国税に関する一般的なご相談については、「国税局電話相談センター」を是非ご利用ください。

【相談の事前予約の方法】

諏訪税務署の代表電話 0266-52-1390 におかけいただき、音声案内が流れましたら「2」を選択してください。

【電話相談センターのご利用方法】

諏訪税務署の代表電話 0266-52-1390 におかけいただき、音声案内に従ってご相談内容に応じた番号を選択してください。

☎ 諏訪税務署 ☎52-1390

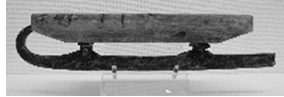
諏訪湖博物館・赤彦記念館 ☎27-1627

◇休館日 12月5日(月)・12日(月)・19日(月)・26日(月)
(年末年始休館) 12月29日(木)～1月3日(火)
◇料金 一般 350円 高校生以下 無料
※障がい者等の入館料免除・割引があります。
◇開館時間 午前9時～午後5時(ただし入館は午後4時30分まで)

当館所蔵「下駄スケート」の資料整理を行っています

諏訪湖博物館・赤彦記念館の正面横に「下駄スケート発祥の地」と書かれた石碑があるのを知っていますか？
かつて冬期の諏訪湖氷上や秋宮リンクでは農閑期の子どもを中心にスケートが楽しまれてきましたが、当時のスケート靴はたいへん高価なものでした。そこで、下諏訪町の飾り職人により一般にも安く手に入る下駄スケートが1906年(明治39)に開発されたといわれています。翌年、初めてのスケート大会が高浜湾で開催されるなど下駄スケートの誕生とともに諏訪地域ではスケート熱が高まっていくこととなりました。

下諏訪町で誕生し、諏訪地域から全国的に広まったとされる下駄スケートをこれからは保存・活用していくために、博物館では現在、町内や周辺地域より御寄贈いただいた関連資料の整理作業を行っています。
(一部、常設展示中)



カネヤマ式下駄スケート

下諏訪町立図書館 ☎27-5555

◇休館日 12月2日(金)・5日(月)・12日(月)・19日(月)・26日(月)
◇開館時間 午前9時30分～午後7時(火～金)
午前9時30分～午後6時(土日祝)
年末年始休館12月29日(木)～1月3日(火)
※12月28日・1月4日は17時までとなります。

◇ クリスマス工作教室 ◇

◇日時 12月4日(日)
◇時間 午前10時30分～午前11時30分
◇場所 下諏訪町立図書館 2階会議室
簡単にできるクリスマスにちなんだ工作会です。
ご家族でぜひご参加ください！

◇ おたのしみパック ◇

◇日時 12月10日(土)・11日(日)
図書館職員が選んだ本が2冊1パックになっています。
何の本が入っているかは借りてからの楽しみ♪

◇ おはなしのへやクリスマス会 ◇

◇日時 12月17日(土)
◇時間 午前10時30分～午前11時30分
◇場所 下諏訪町立図書館 2階会議室
子どもたちにおはなしのプレゼント！クリスマスの楽しいおはなし会です。

下諏訪町空き家情報バンク物件情報

令和4年11月16日現在

区	所在地	No.	賃貸等	条件等
第1区	桜町	203	売却	木造2階建 1,250万円
第3区	南四王	173	売却	木造2階建 1,150万円
第4区	武居南	184	売却	木造2階建 1,300万円
第5区	東高木	198	売却	木造2階建 1,200万円
第7区	東山田	195	賃貸	木造2階建 月3.8万円
第9区	星が丘	178	売却	木造2階建 450万円

※空き家をお持ちの方は、空き家情報バンクへの登録をぜひご検討ください。
また、空き家情報バンクの情報は、町ホームページからもご覧いただけます。

☎ 下諏訪町 産業振興課 移住定住促進室
☎27-1111(内線274)
メール iju@town.shimosuwa.lg.jp



しもすわ今昔館 おいでや

時計工房 儀象堂・星ヶ塔ミュージアム矢の根や ☎27-0001

◆クリスマスクロックを作いませんか！

自分で組み立てた時計に絵を描いたり、装飾をしてオリジナルクロックを作っちゃおう！

【費用】クロック組立 2,500円(税込)～

※別途入館料がかかります。
※ご予約もお受けしておりますので、ご希望の日時をお気軽にお問い合わせください。

◆クリスマスプレゼントに
時計工房儀象堂の時計を。

儀象堂オリジナルウォッチをはじめ、かわいいキーホルダーウォッチや、おしゃれな腕時計などプレゼントにぴったりの商品がたくさん！大切な人へのクリスマスプレゼントに時計はいかがですか。

*開館時間 午前9時～午後5時
*正面入口横：足湯(午前10時～午後3時)、1階：売店・休憩コーナーはご自由にご利用いただけます。

広告

2023年度
入学生募集



松本大学大学院

健康科学研究科
(博士前期課程/博士後期課程)

栄養と運動から健康づくりを学び社会に還元できる指導的人材を育成

総合経営研究科
(修士課程)

高度な経営知識と最新の課題に対応できる人材の育成をめざして

社会人の方のために特別な制度を設けています

- 講義は平日の夜間開講が中心
- 長期履修制度を利用して自分のペースで研究可能

健康科学研究科 博士前期課程 / 標準修業年限:2年 長期履修:3年または4年
健康科学研究科 博士後期課程 / 標準修業年限:3年 長期履修:4年～6年
総合経営研究科 修士課程 / 標準修業年限:2年 長期履修:3年または4年

事前相談

出願期間

試験日

出願開始2週間前までに研究志望分野を担当する教員と事前相談が必要

1/3(火)～1/27(金)

2/5(日)

詳しくはこちら



〒390-1295 長野県松本市新村2095-1 ☎0120-507-200 Email kouhou@t.matsui.ac.jp

12月の湖岸清掃：12月11日(日) 午前8時 集合場所：博物館駐車場 清掃範囲：みずべ公園～諏訪市境 担当：各種団体
※中止の場合は、午前7時15分に防災行政無線と町メール配信でお知らせします。

健康ステーション

★12月のマシン無料体験会のご案内★

◇各回60分・先着6名受付◇

★12月5日(月)

①午後2時～/②午後7時～

★12月17日(土)

①午前10時～
②午後1時30分～
③午後4時～

※下記まで電話でお申し込みください。

★健康フィールド無料開放日★

12月25日(日)

フットサルコートや遊びの広場
が無料で利用可能。

詳しくはお問い合わせください。

☎健康ステーション ☎0266-75-5546

高浜健康温泉センター 「ゆたん歩」

12月の営業案内

◇休館日◇ 6・13・20・27日(火)

※12月31日(土)は午後5時閉館となります。

歩行浴プールで 足腰丈夫なカラダづくりを

ゆたん歩の「歩行浴プール」は、年間通じて水温35～36℃に保たれており、とっても快適空間。

関節痛でお悩みの方も、らくらく体を動かすことができます。

運動不足解消に、ぜひ一度ご利用ください。



(予約制のため来館前にお電話ください)

☎ゆたん歩 ☎0266-26-2626

子育てふれあいセンター ぽけっと

12月の行事予定

6日(火) ファーストブック
9日(金) にこにこ講座
10日(土) 土曜開館
12日(月) おはなしいっぱい
15日(木) ママ講座1・2・3
0歳児ママ講座
19日(月) クリスマス会1
20日(火) クリスマス会2



★9日(金) にこにこ講座
クリスマスの三角帽子を作ろう

★10日(土)土曜開館

★15日(木)ママ講座1・2・3

0歳児ママ講座
『感染症対策』のお話です



★19日(月)、20日(火)
クリスマス会を実施します

☎子育てふれあいセンター ぽけっと
☎/FAX 27-5244

※詳しくは、町のホームページを
ご覧ください。「行事予定」のペ
ージが開きます。



12月の各種相談

相談は無料です。*は事前に予約が必要です。

相談名	日	曜日	時間	場所
*法律相談	22日	木	午後1時～午後5時	住民環境課 生活環境係 ☎27-1111(内線143) までお問い合わせください。
*登記相談	8日	木	午後1時～午後4時	
行政相談	20日	火	午後1時～午後3時	
特設人権相談	6日	火	午前10時～午後3時	
住民相談・一般相談 消費生活相談	土日祝日を除く毎日		午前8時30分～午後5時15分	
*交通事故相談	8日	木	午前10時～午後3時	諏訪地域振興局 ☎57-2902
児童家庭・教育相談	土日祝日を除く毎日		午前8時30分～午後5時15分	教育委員会 ☎27-3204 ※面接での相談については事前に予約をお願いします。
女性総合相談	土日祝日を除く毎日		午前8時30分～午後5時15分	諏訪保健福祉事務所 ☎57-2911 ※面接での相談については事前に予約をお願いします。
建築なんでも相談 (リフォーム・耐震改修など)	土日祝日を除く毎日		午前9時～午後5時	下諏訪商工会議所 ☎27-8533 ※電話にて相談を受け付けます。
工業相談	土日祝日を除く毎日		午前9時～午後5時	ものづくり支援センター ☎26-2226
*税務相談	14日	水	午前10時～正午	税理士会事務局 ☎28-6666 (下諏訪商工会議所会館2階)
福祉総合相談	福祉相談	土日祝日を除く毎日	午前8時30分～午後5時15分	下諏訪町社会福祉協議会 ☎27-7396
	介護相談・権利擁護相談・ 成年後見相談			下諏訪町地域包括支援センター ☎26-3377
	結婚相談			毎週土曜日
なんでも相談室	土日祝日を除く毎日		午前8時30分～午後5時15分	住民環境課なんでも相談室 ☎28-3366 どんな些細なことでも結構です。お気軽にお電話ください。

元祖 塩天丼



インスタグラム始めました。最新情報を発信中!!

麺屋 宮坂商店



～宮坂商店トッピングバカ盛り～

ぎょつてりらーめん

バカシリーズ始めました。

- ネギバカラーメン
- のりバカラーメン
- たまごバカラーメン
- 3バカラーメン
- チャーシューキャニオン盛りラーメン



※写真はキャニオン盛り
800gです。

広告

12月の休日当番医

※事前に電話で確認の上受診してください。
※「保険証」を必ずお持ちください。

※休日・夜間緊急医療案内
下諏訪消防署 ☎28-0119

日	曜日	当番医(診療時間 午前9時~午後5時)	歯科当番医(診療時間 午前9時~正午)	当番薬局
4	日	花岡医院(岡谷市) 22-3525	土田歯科医院 28-3001	マツモトキョシ・岡谷天竜町店(岡谷市) 24-1801
11	日	市瀬医院 26-1717	なわ歯科医院(岡谷市) 26-0648	かえで薬局 26-1929
18	日	小野医院(岡谷市) 28-2776	浜歯科医院 28-4649	長地中央薬局(岡谷市) 26-2522
25	日	諏訪共立病院 28-2012	ララ歯科医院(岡谷市) 21-1555	ひまわり薬局 26-7226
29	木	—	藤岡歯科医院(岡谷市) 22-2138	—
30	金	山崎医院(岡谷市) 22-3287	藤森医院歯科(岡谷市) 22-1829	山一小口薬局(岡谷市) 23-2206
31	土	イマムラ脳神経外科クリニック(岡谷市) 27-0019	しんえい歯科クリニック 27-7500	アイビー薬局(岡谷市) 26-1670
		諏訪共立病院 28-2012		ひまわり薬局 26-7226
1	日	牛山医院(岡谷市) 78-1192	ホワイト歯科医院(岡谷市) 28-2635	しなの調剤薬局天竜店(岡谷市) 75-5480
		諏訪マタニティークリニック 28-6100		土田薬局 28-3232
2	月	林内科・循環器科クリニック(岡谷市) 26-8100	あさひ中央台歯科診療所 26-1414	ウエルシア薬局岡谷長地北店(岡谷市) 26-0117
		さとう眼科医院 27-0085		イズミ薬局 28-0030
3	火	山田外科医院(岡谷市) 22-2382	三井歯科医院(岡谷市) 23-8427	やまびこ薬局(岡谷市) 21-2144
		諏訪共立病院 28-2012		ひまわり薬局 26-7226

休日当番医等は変更になる場合がありますのでご承知ください。

12月の健康診査等

- 休日・夜間緊急案内サービス ☎0570-088199(ナビダイヤル)
- 諏訪地区小児夜間急病センター(15歳以下・毎週火曜日・木曜日・土曜日・日曜日 午後7時~午後9時) ☎54-4699

種別	日	曜日	時間	場所
乳幼児健診	2 か月 (2022年 10月生)	23日	金	時間は個別通知をご確認ください。 保健センター ☎27-8384
	4 か月 (2022年 8月生)	23日	金	
	10 か月 (2022年 2月生)	16日	金	
	1歳6か月 (2021年 5月生)	5日	月	
	2 歳 (2020年9・10月生)	7日	水	
	3 歳 (2019年 11月生)	6日	火	
心のほっと相談 ※要予約	22日	木	午後1時30分~午後3時30分	
すこやか相談(育児・栄養相談) ※要予約	6・21日	火・水	午前9時~午前11時	
産前・産後サポート事業 ※要予約	6日	火	午前9時~正午	
離乳食スタート教室	13日	火	午前10時~午前11時	

12月の休日水道・温泉当番店

※都合により工事店が変更される場合があります。

日	曜日	水道当番店			温泉当番店		
3	土	(株)親水工業	東山田第2	27-8399	(株)親水工業	東山田第2	27-8399
4	日	水道建設(株)	町屋敷3組	28-8139			
10	土	杉村設備(株)	塚田町	27-0575	小林住設	西四王	28-3527
11	日	(有)諏訪冷熱	西赤砂	28-6462			
17	土	スワンシステム(有)	東弥生町	26-8866	(株)親水工業	東山田第2	27-8399
18	日	林組工業所	本郷	28-6383			
24	土	(株)オスガ設備	岡谷市長地権現町	27-6622	林組工業所	本郷	28-6383
25	日	(有)藤森水道(藤のや)	岡谷市長地御所	27-7289			
29	木	(株)総建	五官	28-8295			
30	金	松澤工業(株)	曙町	28-0919	(有)諏訪冷熱	西赤砂	28-6462
31	土	(株)上條電設工業	社東町第2	23-5330			

☎【水道工事店について】下諏訪町 建設水道課 上水道管理係 ☎27-1111(内線228)
☎【温泉工事店について】下諏訪町 建設水道課 下水道温泉管理係 ☎27-1111(内線222)

広告

地域の皆さまに信頼され親しまれる病院をめざします。



岡谷市民病院
OKAYA CITY HOSPITAL

病院事業管理者 天野 直二 / 病院長 内山 茂晴

岡谷市本町4-11-33 TEL.23-8000

HP <https://www.okaya-hosp.jp/>

岡谷市民病院

検索

E-mail mail@okaya-hosp.jp

休診日 土・日・祝日/12月29日~1月3日

● 健診センター TEL.23-8050

院内健診 人間ドック・生活習慣病予防健診・特定健診・婦人科検診 など

巡回健診 労働安全衛生法に基づく各種健診

※事業所や工場など指定場所に伺い健診を行いますので、お気軽にご相談ください。

● 在宅ケアセンター

在宅介護・医療の悩みなど総合的に対応します。

訪問看護ステーション TEL.23-2000

居宅介護支援事業所 TEL.23-8700

パブリックコメント

～ 町民の皆さまからのご意見を募集します ～

下諏訪町では、条例案や計画案等を作成する際に、事前にその内容を公表し、広く町民の皆さまから意見を募り、計画案等に反映する「パブリックコメント」を実施しています。町民の皆さまのご意見をお待ちしております。

令和4年度実施のパブリックコメント

番号	案件名	計画案等の意見の募集期間	担当課 連絡先
1	下諏訪町地球温暖化対策実行計画	令和4年11月25日～ 令和4年12月23日	住民環境課 生活環境係（内線141）

◆ パブリックコメントとは

町の基本的な計画や条例などを策定する際に、素案の段階で町民の皆さまに計画案等を公表し、寄せられた意見を参考に最終的な案を作成するための制度です。提出された意見とそれに対する町の考え方はホームページ等で公表されます。

◆ パブリックコメントの流れ

- ・計画案等の概要などは下諏訪町ホームページ並びに、町役場の担当課にて閲覧できます。
- ・意見募集は、郵送・FAX・電子メールまたは町役場に持参するなどして、ご意見をお寄せください。その際、氏名・住所・電話番号を必ず明記の上、提出してください。

◆ その他

- ・パブリックコメントに対する個人への返答は行いません。
- ・意見募集期間を過ぎたものに関しては、お受けすることができませんので予めご承知おきください。なお、郵送の場合は意見募集期間最終日の消印有効とさせていただきます。

今日からできる！地球温暖化対策

地球温暖化を防ぐためには毎日の中で二酸化炭素を出す量を減らすなど、わたしたち一人ひとりの行動が必要です。自分ができることを探して今日から始めてみましょう。

～年越し前に省エネ点検！～

もうすぐ年の瀬ですね。年末の大掃除に向けて皆さん気合を入れているところかと思いますが、今年は「省エネ的」掃除・整頓を意識してみませんか？

例えば、エアコンのフィルターは、月に2回ほど清掃することで、年間、約1,000円分の省エネになるといわれています。また、冷蔵庫や冷凍庫は、物を入れすぎると効率が下がってしまうため、大掃除を機会に食品の整理も進めていきましょう。

また、カーテンやじゅうたんを冬仕様にし、断熱シートや隙間テープでお部屋の暖かい空気を閉じ込めることで暖房効率が上がり、電気代も二酸化炭素排出量も抑えることができます。年越し前の手軽なひと工夫で、お得で暖かいお正月を過ごしましょう！

まだまだあります「冬の省エネ」

こたつ、ゆたんぼ

足元から温めることで、より効率的に暖房できます。適宜エアコンと使い分けましょう。



加湿器

湿度が上がる
と体感温度も
上がります。



トイレ

こまめにフタを
閉めることで
省エネに。



問い合わせ：下諏訪町 住民環境課 生活環境係
☎27-1111(内線142)
E-mail: kankyou@town.shimosuwa.lg.jp

軽自動車

車検 自賠責 オイル交換

自動車税 諸費用 マット・カバー

新車の軽自動車が7年間リース

オールメーカー取扱 4WDもOK!!

月々1.1万円から

FreeDial 0120-114-239

株式会社 光洋

7大プレゼント!! 実施中!!

カーナビ 空気清浄機 ETCなど!!

月々1万円から乗れる

塩尻北インター店 松本市小屋南2-18-10

営業時間 AM10:00～PM6:00 (水曜定休)

広告

広告の内容については広告主にお問い合わせください。

